

盛土規制法の適合性の確認等に関する Q & A

R7.3 作成

盛土規制法（適合性を証する書面等）関係

Q1：山口県では、いつ盛土規制法の運用を開始するのか？

A1：本県では、令和 7 年 4 月 1 日から盛土規制法の運用を開始します。

なお、山口県告示第 227 号により令和 7 年 4 月 1 日に「宅地造成等工事規制区域」が、山口県告示第 228 号により令和 7 年 4 月 1 日に「特定盛土等規制区域」が指定されます。

Q2：宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域の確認方法は？

A2：県のホームページのリンク先にある[山口県オープンデータマップ](#)で確認できます（下関市を除く）。

Q3：みなし許可となる開発許可とは？

A3：令和 7 年 4 月 1 日以降に都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可が必要な規模の場合については、盛土規制法の許可を受けたものとみなします（みなし許可）。

Q4：手続の要否の判定フローの時点は？

A4：手続の要否の判定フローの時点は、確認申請の建築計画時点です。

Q5：適合性を確認するための書類として、「当該許可書の写し」や「適合性を証する書面」とのことだが、具体的に教えてほしい。

A5：「盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）」により、CASE1, CASE2, CASE3, CASE4 と判定された場合は、当該許可証の写しを確認申請書に添付してください。CASE5 又は CASE6 に判定された場合は、適合性を証する書面を添付してください。なお、CASE5 又は CASE6 に該当する場合で、本確認申請以前に盛土規制法の許可を受けている場合は、適合性を証する書面に加え、当該許可証の写しも添付してください。

Q6：盛土規制法による許可を取得しているか不明な場合はどうしたらよい？

A6：盛土規制法の許可を受けたものは、盛土規制法に基づき、「工事主の氏名又は名称」、「工事が施行される土地の所在地」、「宅地造成等に関する工事が施行される土地の位

置図」、「工事の許可年月日及び許可番号」等について、県のホームページで公表しますので、確認することができます（下関市のものは除く。詳細は盛土ハンドブック（手続編）pⅡ-20）。

Q7：なぜ CASE5 は「盛土規制法の届出が別途必要」となっているのか？

A7：盛土規制法の届出の規定（盛土規制法第 27 条第 1 項及び同法第 28 条第 1 項）は建築基準関係規定ではありませんので、別途、盛土規制法に基づく届出を行う必要があります。

Q8：判定の結果、CASE5 に該当し、盛土規制法に基づく届出が必要となった場合、届出をいつまでに、どこに提出しなければならないのか？

A8：工事の届出は工事着手の 30 日前までに盛土規制法所管部局に提出する必要があります。なお、手続きを円滑に行うために、事前に内容を確認しますので、盛土規制法所管部局にご連絡をお願いします。

Q9：盛土規制法に基づく行政指導等を受けている場合は、どうしたらよいか？

A9：盛土規制法所管部局にご連絡をお願いします。

Q10：盛土規制法所管部署とは？

A10：県の所管区域（下関市を除く）の場合、宅地造成等工事規制区域内で行う工事に関する窓口は建築指導課、特定盛土等規制区域内で行う工事に関する窓口は森林整備課になります（詳細は盛土ハンドブック（手続編）pⅡ-19 参照）。

ただし、特定盛土規制区域内で行う以下の工事に関する窓口は建築指導課になります。

- ・宅地造成等工事規制区域にまたがる工事
- ・開発許可、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内で行う工事

部署名	電話番号	メールアドレス	郵便番号	所在
建築指導課	083-933-3866	morido@pref.yamaguchi.lg.jp	753-8501	山口市滝町 1 番 1 号
森林整備課	083-933-3480			

Q11：盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤の標高差」が 50cm を超える部分と超えない部分がある場合、許可対象の考え方は？

A11：50cm を超える部分の面積が 500m² を超える場合に許可対象となります（詳細は盛土ハ

ンドブック（概要編） I-22 参照）。

Q12：建築物の建築や解体に伴う掘削や埋め戻しは、盛土規制法の規制対象か？

A12：建築物の建築や解体に伴う掘削や埋戻しは、盛土規制法の規制対象外です。ただし、埋戻しの範囲は、埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土となります（詳細は盛土ハンドブック（概要編）p I-17 参照）。

Q13：土地の形質を維持する行為は、盛土規制法の規制対象か？

A13：次の行為は土地の形質を維持する行為とみなし、盛土規制法の規制対象外です（詳細は盛土ハンドブック（概要編）p I-17 参照）。

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

建築基準法関係

Q1：盛土規制法の何条が建築基準関係規定なのか？

A1：建築基準法施行令第9条第1項第9号のとおり、盛土規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項が建築基準関係規定になります。

Q2：確認申請の申請日が R7. 3. 31 以前で、確認済証の交付が R7. 4. 1 以降となる場合はどうなるのか？

A2：確認申請の審査時に、建築基準関係規定である盛土規制法の適合性の確認を行う必要があります。詳しくは、確認申請書の申請先にご確認ください。

Q3：確認済証の交付が R7. 3. 31 以前で、建築工事の着工が R7. 4. 1 以降となる場合はどのように対応したらよいか？

A3：完了検査の申請時に、建築基準関係規定である盛土規制法の適合性の確認を行う必要があります。詳しくは、確認申請書の申請先にご確認ください。